

妙高市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）の規定による開発行為に係る基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び令において使用する用語の例による。

(許可を要しない開発行為の区域及び規模)

第3条 令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める開発行為の許可を要しない規模は、本市の都市計画区域内における次の表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める規模とする。

区域	規模
大字西野谷の一部、大字西野谷新田の一部、 大字両善寺の一部、大字窪松原の一部、大字 志の一部、大字菅沼の一部、大字西菅沼新田 の一部、大字三ツ俣の一部	1,000平方メートル未満
大字杉野沢の一部、大字関川の一部、大字田 口の一部、大字毛祝坂の一部、大字田切の一 部、大字二俣の一部、大字赤倉、大字関山の 一部	
大字関山の一部、大字坂口新田の一部	
上記以外の区域	3,000平方メートル未満

(開発許可基準の強化)

第4条 法第33条第3項の規定に基づき条例で定める技術的基準のうち、開発区域の面積が0.5ヘクタール以上5ヘクタール未満である開発行為において、令第25条第6号に規定する開発区域内に設ける公園、緑地又は広場の面積は、1箇所につき150平方メートル以上とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の第3条による規定は、施行日前に開発行為の目的である建築物の建築又は特定工作物の建設に係る法令上の許可申請が行われているものについては、適用しない。

3 この条例の第4条による規定は、施行日以後の開発行為の許可に係る申請について適用し、施行日前の開発行為の許可に係る申請については、なお従前の例による。